

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
1	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P140 4.(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	同一世帯に夫婦(親子)いる場合二人とも所定単位数の95パーセントとなるということでしょうか また 集合住宅で同一建物に住んでいる方は二人とも所定単位数の95パーセントとなるということでしょうか その場合同じ日に訪問しない場合でも所定単位数の95パーセントとなるということでしょうか。	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者が、同一世帯に複数名いる場合には、どちらの方も所定単位数の95%を算定することになります。訪問日を2回に分けた場合でも変更はありません。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P140	2024/4/15
2	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P4 1.(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②	(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施する際、(8)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関することをテーマとすることで、(12)(8)とも要件を満たすこととなりますでしょうか。	ご認識のとおりです。 他の法人との「共同」で(8)のテーマを取り上げることで(8)と(12)とも満たします。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P4	2024/4/15
3	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P4 1.(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②	算定要件(9)において、「運営基準減算の適用を受けていないこと」が削除されましたが、万一運営基準減算となった場合も、特定事業所加算は算定できるということでお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P3~4	2024/4/15
4	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	指定を受けた場合、予防給付と総合事業における給付管理、請求の違いがありましたら、概要をうかがいたいです。	予防給付及び予防給付を含む総合事業の給付は介護給付と同様に指定を受けた事業所が国保連合会へ請求を行います。総合事業のみの利用(介護予防ケアマネジメント)の給付は、これまでと同様に高齢者支援センターが介護予防ケアマネジメントとして給付管理や請求を行います。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
5	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	指定を受けた場合に、既に支援センターから委託を受けている利用者との委託関係が終了となる時期(居宅介護支援事業所の契約開始日)はいつになりますでしょうか。また、指定を受けた後も委託を選択することはできませんでしょうか。	委託関係が終了となる日付については特段の指定はございません。介護予防支援の指定を受けた場合であっても、総合事業のみの利用(介護予防ケアマネジメント)の給付管理については、これまで通り高齢者支援センターから委託を受ける必要があります。なお、介護予防支援の利用者に関しても、これまで通り指定を受けた後も支援センターからの委託の形を選択することが可能です。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5	2024/4/15
6	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P7 1.(1)③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング	「テレビ電話装置その他の情報通信機器」は、具体的にどのような機器が該当しますでしょうか。	映像と音声と同時に送受信できるスマートフォンやタブレット端末、パソコン等を想定しています。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P7	2024/4/15
7	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになること、に係る老発0125第1号の第2会背症例の内容(1)イ「指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けようとする際にすでに当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合は、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」となっていることから、現在居宅介護支援の事業者は、介護予防支援事業所として特段の指定申請を省略できるか。	介護予防支援に係る指定申請は必要で、全ての申請書類の提出を省略できるものではありません。	町田市ホームページ https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/kyotakukaigosen/kaigo-yoboukyotaku-yousiki.html	2024/4/15
8	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和7年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	居宅介護予防支援事業所が介護予防支援を提供している場合に、総合事業サービスのみの利用(介護予防ケアマネジメント)に移行した場合は、居宅介護予防支援事業所での対応は継続できるか	介護予防支援の指定を受けた場合でも、総合事業のみの利用(介護予防ケアマネジメント)の給付管理はできないため、これまで通り高齢者支援センターから委託を受ける必要があります。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
9	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P8 1.(1)③ほかのサービス事業所との連携によるモニタリング	テレビ会議等でのモニタリングが可能となった場合、次月の利用票の同意についてはどのように取り扱えばよいのでしょうか(現行ではサインもしくは押印をいただいています)。	訪問によるモニタリングを行う月において、直後のテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月の分もサービス利用票(控)を持参し確認を受ける方法や、電子メール等により確認を受ける方法等が考えられます。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」問5	2024/4/15
10	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P8 1.(3)⑩入院時情報連携加算の見直し	入院時情報連携加算について、記録内容については現行の加算と同様の取り扱いとよいでしょうか。	ご認識のとおりです。		2024/4/15
11	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	介護予防支援費(Ⅰ)(Ⅱ)について地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託は(Ⅰ)の90%でよいか。	ご認識のとおりです。 介護予防支援費については町田市ホームページをご参照ください。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5 町田市ホームページ https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/old/jigyosyanokatae/sogojigyo/kaigoyobou/hiyou_cord.html	2024/4/15
12	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P6 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②	指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。	指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できます。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」問6	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
13	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P6 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。	算定可能です。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要があります。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」問7	2024/4/15
14	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P122 3.(3)④訪問看護における24時間対応のニーズに対応する即応体制加算	看護師等以外の職員でも差し支えないとありますが、連絡相談担当者を都道府県に届け出れば ①併設の事業所職員 ②事業所事務員 ③警備員でも良いのでしょうか	ご認識のとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P122	2024/4/15
15	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P137 4.(1)②理学療法士等による訪問看護の評価見直し	算定要件として イは訪問看護の回数が療法士の回数より多い場合として ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも加算していないことあるこの中のうち一つでも算定をしていれば減算には該当しないということでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P137	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
16	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P15 1(3)①専門の高い看護師による訪問看護の評価	専門管理加算250単位について 以前から特別管理加算Ⅱがありますが一緒に算定しても良いのでしょうか また専門の研修とは何か決まったものがありますか。	<p>加算については現在照会中です。</p> <p>専門の研修については、以下の通りです。</p> <p>(1)専門管理加算イの場合 現時点では以下の研修が該当します。 ① 褥瘡ケアについては、日本看護協会の認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」 ② 緩和ケアについては、 ・日本看護協会の認定看護師教育課程「緩和ケア※」、「乳がん看護」、「がん放射線療法看護」及び「がん薬物療法看護※」 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」の専門看護師教育課程 ③ 人工肛門及び人工膀胱ケアについては、日本看護協会の認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」 ※ 平成 30 年度の認定看護師制度改正前の教育内容による研修を含む。 例えば「緩和ケア」は、従前の「緩和ケア」「がん性疼痛看護」も該当し、「がん薬物療法看護」は従前の「がん化学療法看護」も当該研修に該当する。</p> <p>(2)専門管理加算ロの場合 現時点では、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる以下の研修が該当します。 ① 「呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連」、「ろう孔管理関連」、「創傷管理関連」及び「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」のいずれかの区分の研修 ② 「在宅・慢性期領域パッケージ研修」</p> <p>5/15 追記 専門管理加算と特別管理加算の併用は可能です。</p>	・「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」問38, 39	2024/4/15
17	看護小規模多機能型居宅介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P20 1(3)⑥ 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進	緊急時対応加算が算定できるようになりましたが訪問看護事業所を利用している場合 緊急時加算を訪問看護事業所で算定している場合は訪問看護事業所が対応するので算定はできないという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	・介護報酬の解釈 単位数表編(令和3年度版)P829 「緊急時訪問看護加算について」	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
18	通所リハビリテーション	【参考資料3】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P.5 その他	他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。について、異なる事業所での利用時間・算定方法をどのように区別して行っていくことが最適であるのか教えていただきたい。	送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内としてください。同乗に係る要件(費用や責任の所在など)は事業所間で合議のうえ決定することとなります。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」問66	2024/4/15
19	通所リハビリテーション	【参考資料3】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P.3 自立支援・重度化防止に向けた対応	LIFEの入力項目の定義の明確化や入力負担の軽減等を行う。について、業務効率があまりにも悪く、利用者様への評価や介入時間を割いて入力している現状であるため、どの事業所もLIFEデータからリハ計画書を出しその出力データに確認サインをいただけるようなシステム作りを望む。	ご意見として承ります。		2024/4/15
20	通所リハビリテーション	【参考資料3】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P.2 地域包括ケアシステムの深化・推進	退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入力し、内容を把握することを義務付ける。について、加算の要件にどの時点で算定となるのか明記されていない。一回の点数が高く、対象者にどのような説明を行うべきか知りたい。	退院時共同指導加算は退院時共同指導を行い、初回の通所リハを行った際に算定することができます。対象者に説明を行う項目の指定はありませんが、加算の一部を自己負担額として利用者が支払うため、加算内容の説明や料金の説明を行うことが望ましいと考えます。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項8 通所リハビリテーション費(29) 退院時共同指導加算について 2024/9/9追記	2024/4/15 2024/9/9

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
21	福祉用具貸与	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P59 1.(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入は、要支援利用者も対象か。	要支援の利用者も対象です。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P59	2024/4/15
22	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P137 4.(1)②理学療法士による訪問看護の評価の見直し	一人の利用者に対し複数の訪問看護事業所が入っている場合・週1回PTがA事業所・看護師は週1回A事業所と週1回B事業所・週1回STがC事業所の場合 週の回数としては看護師(週2回)=リハ(週2回)となる その場合すべての事業所は減算対象とならないのでしょうか(実際C事業所は3か月1回の看護師訪問です)	事業者ごとに看護師、理学療法士、作業療法士の訪問回数を算定します。問い合わせのケースの場合、A事業所及びB事業所は減算対象になりませんが、C事業所は減算対象となります。また、減算対象となった事業者については、利用者全員に減算が適用されます。 2024/9/9 修正	Vol.1 p.23 Vol.5. p2 ・「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」問28～30 ・「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.5)(令和6年4月30日)」問1 ・東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課	2024/5/24 2024/9/9
23	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	退居時情報提供加算について	当施設に入居中の方が、南町田病院に入院となりました。その後、南町田病院から当法人のふよう病院に転院されたタイミングで当施設は退去となりました。このような場合、様式12をふよう病院へ提出すれば退去時情報提供加算は算定できるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P35	2024/5/24

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
24	介護老人保健施設	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	4.(2)① 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化	<p>今回、運動機能向上加算が廃止となったことに伴い、元々運動機能向上加算取り扱い“オ”にありました「利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動機能向上計画の修正を行うこと」を踏まえ、今までは毎月評価及びモニタリングを行ってききましたが、今後は3ヶ月毎の評価及び計画書の作成でもよろしいのでしょうか？当施設では要支援者は減算対象となってしまうことが考えられます。</p> <p>補足:某デイサービスでは問い合わせしたところ、要支援者はリハビリ計画書の作成しなくてもよいとの話だったことも聞いています。</p>	<p>運動器機能向上加算は今回の報酬改定にて基本報酬への包括化が行われましたことにより、その取扱いについても包括されたと解釈しています。</p> <p>運動器機能向上計画を個別に作成する必要はありませんが、通所型サービス計画書に位置づける必要があります。アセスメント及びモニタリングについては、利用者の心身の状況を見ながら定期的に行ってください。</p> <p>体力測定においては、心身の状況をみながら必要に応じて行ってください。</p> <p>2024/9/9 修正</p>	<p>令和6年度介護報酬改定における改定事項について P142</p> <p>介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)第3 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項 3 通所型サービス費 (1) 通所型サービスの意義について</p>	<p>2024/5/24 2024/9/9</p>
25	介護老人保健施設	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	2.(2)① 通所介護等における入浴介助加算の見直し	<p>入浴介助加算Ⅱについて、見直しとなっていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ職が居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室環境を評価 ・自宅で入浴できるよう、介護支援専門員や福祉用具と連携し、福祉用具などの環境を整える助言を行う。 ・リハビリ職が介護、看護職などと連携し、訪問により把握した居宅の浴室環境に近い状態での入浴計画の作成、また入浴時にそれを踏まえて入浴介助を行う。 <p>などを実施している状況で算定は継続可能でしょうか。</p>	<p>「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」を参照して、算定要件については指定権者へ確認してください。</p>	<p>令和6年度介護報酬改定における改定事項について P89、P91</p>	<p>2024/5/24</p>
26	短期入所生活介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	4.(1)③ 短期入所生活介護における長期利用の適正化	<p>短期入所生活介護における長期利用の適正化について、新たに新設された「長期利用の適正化(61日以降)」の減算の「61日以降」というのは、ショートステイ利用開始日から自費を含めてカウントした「61日以降」という解釈で大丈夫でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	<p>令和6年度介護報酬改定における改定事項について P139</p>	<p>2024/5/24</p>

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
27	認知症対応型通所介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	1.(3)㉔ 協力医療機関との定期的な会議の実施	協力医療機関連携加算の算定要件になっている会議について。医師が往診等で来た際に利用者の状態を聴取しておいて、後日その意見をもとに施設内で会議を開催する方法でも算定できるか？毎回医師と施設スタッフが対面で会議を開催することが難しいため、事前の確認や書面等で算定できないか？	医師と施設職員で開催する必要があります。なお、会議は対面のほかに、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器)を活用して行うことも可能です。	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 6(11)④⑤ 介護保険最新情報No.1245 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3) 問3 (参考)会議の参加者についてのQ&A介護保険最新情報No.1225 問127	2024/5/24
28	通所介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	4.(2)① 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化	(総合事業のデイサービスについて) 2024改定で運動器機能向上加算が廃止になるが、これまで算定に必要な要件は行わなくてもよいということか？ ①通所計画書があればよいか？②モニタリングや体力測定は月1回ではなく適宜でよいか？③個別プログラムで対応していた人も集団体操でよいのか？	①②について 運動器機能向上加算は今回の報酬改定にて基本報酬への包括化が行われましたことにより、その取扱いについても包括されたと解釈しています。 運動器機能向上計画を個別に作成する必要はありませんが、通所型サービス計画書に位置づけることが必要です。アセスメント及びモニタリングについては、利用者の心身の状況を見ながら定期的に行ってください。 ③については、利用者の心身の状況により判断し、適切なプログラムを提供してください。 2024/9/9 修正	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P142 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)第3 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項 3 通所型サービス費 (1) 通所型サービスの意義について	2024/5/24 2024/9/9
29	認知症対応型通所介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	1.(3)⑭ 認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し	医療連携体制加算Ⅰハ 看護体制要件に看護師1名以上確保とあるが毎日勤務しないといけないのか？	事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保していれば、毎日勤務していなくても構いません。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について	2024/5/24

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
30	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	7ページ 1.(1)③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング	「イ、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること」とあります。合意はどのような時期に行い、以降合意の再確認はどの程度の頻度で行う必要がありますでしょうか。	主治医、担当者その他の関係者の合意は、サービス担当者会議で行うなど、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行うまでに得る必要があります。以後の合意の再確認は、サービス担当者会議等の度に行ってください。	令和6年度介護報酬改定における改定事項についてp.7	2024/5/24
31	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	130ページ 3.(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し	「理解を得よう努めなければならない」と改正されましたが、運営基準に影響がなくとも、未実施の場合は(減算を要さない)指導の対象になりますでしょうか。また、「理解を得よう努める手段」は、署名を含む書面の取り交わしではなく、資料にて説明し同意を得、支援経過等に記載することで差支えないでしょうか。	お見込みのとおり、未実施の場合は指導の対象となり得ます。厚生労働省のQ&Aでは、具体的な説明方法として、「重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。」と示されています。しかし、利用者へ説明を行った記録を支援経過等で確認できる場合については、別途書面で同意を得る必要はございません。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)問120	2024/5/24
32	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	166ページ 訪問看護基本報酬	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問を1日に2回を越えて実施する場合、単位数に×90%をする必要があります。今回の報酬改定で1回(20分)294単位となりましたが、60分の訪問を行う場合、小数点の丸め方によって単位数が異なります。どちらの計算方法が正しいのでしょうか。 ① $294 \times 0.9 \times 3 = 264.6 \times 3 = 265 \times 3 = 795$ ② $294 \times 3 \times 0.9 = 882 \times 0.9 = 793.8 = 794$	先に90%を乗じ、1回の単位数を算定します。 $294 \times 0.9 \times 3 = 264.6 \times 3 = 265 \times 3 = 795$ 1回265単位として計算してください。	厚生労働省老健局 老人保険課	2024/9/9
33	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	137～138ページ 4.(1)② 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し	前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていた場合、1回につき8単位を所定単位数から減算することとなったが、60分の訪問を行う場合は、1回と考えるべきでしょうか。	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問は1回20分のため、60分の訪問は3回と考えます。そのため60分の訪問を行った場合、3回分の減算がされます。	厚生労働省老健局 老人保険課	2024/9/9